

令和 5 年度の武蔵野市国民健康保険税の課税限度額について（概要）

1 改正の理由

国民健康保険税課税限度額の引上げ等について、令和 4 年度税制改正の大綱が令和 3 年 12 月 24 日に閣議決定され、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が翌年 4 月 1 日に施行された。それを踏まえ、被保険者の減少や高齢化の進展等による保険税額の減少及び医療の高度化、被保険者の高齢化に伴う医療費の増加の影響を踏まえた国民健康保険事業における財政の安定化を図るため、第 1 期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画（令和 3 年度改定版）に基づき、令和 5 年度以後の国民健康保険税の課税限度額の引上げを行うものである。

2 改正の内容

課税限度額の引上げ（武蔵野市国民健康保険条例第 8 条、第 16 条関係）

項目	改正前	改正後	(参考) 令和 4 年度 法定限度額
基礎（医療）分	63 万円	65 万円	65 万円
後期高齢者支援金分	19 万円	20 万円	20 万円
介護納付金分	17 万円	(改正なし)	17 万円
合計	99 万円	102 万円	102 万円

法定限度額：地方税法施行令第 56 条の 88 の 2 に規定する限度額

改正については、例年 12 月頃に示される。

3 施行期日等

令和 5 年 4 月 1 日

令和 4 年第 4 回市議会定例会に条例の一部改正を提案予定

なお、改正後の税率等は令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度までの国民健康保険税については、従前の例による。